

# 消防法第8条の2の3に定める 特例認定審査基準

《消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の3第1項》

## 目 的

この審査基準は、消防法（以下「法」という。）第8条の2の2第1項に定める防火対象物の管理について権原を有する者から、法第8条の2の3第1項の規定に基づき、防火対象物定期点検報告に係る特例の認定について申請があった場合、消防機関が、認定又は不認定の判断をするために必要な基準を定めたものである。

## 審査基準

- 1 法第8条の2の3第1項の申請者が、申請のあった法第8条の2の2第1項に該当する防火対象物（以下「申請対象物」という。）の管理を開始した日から、申請日において3年以上経過していること。  
申請対象物の管理を開始した日については、消防法施行規則（以下「規則」という。）第4条の2の8第4項に基づき、同条第2項に規定する申請書に添付された不動産の登記事項証明書、賃貸契約書、営業許可証の写し等により確認すること。
- 2 申請日前の3年以内において、法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令（申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）を受けていないこと。
- 3 2に規定する命令を受けるべき事由が現にないこと。
- 4 申請日前の3年以内において、法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。
- 5 4に規定する認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。
- 6 申請日前の3年以内において、規則第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。
- 7 申請日前の3年以内において、法第8条の2の2第1項の報告について虚偽の報告をしていないこと。
- 8 申請日の3年以内において実施した法第8条の2の2第1項に基づく点検の結果

が同項の規定に基づく点検基準に適合していること。

- 9 規則第4条の2の6第1項に規定する次の(1)から(11)までの点検基準に適合していること。
- (1) 規則第3条第1項に基づく防火管理に係る消防計画の届出がされていること。
  - (2) 規則第3条の2第1項に基づく防火管理者選任（解任）の届出がされていること。
  - (3) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第4条の2の4に規定する防火対象物にあつては、法第8条の2の5第2項の届出がされていること。
  - (4) 防火管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。
    - ア 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項
    - イ 防火対象物についての火災予防上の自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項
    - ウ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項
    - エ 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項
    - オ 防火上の構造の点検及び維持管理に関する事項
    - カ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項
    - キ 防火管理上必要な教育に関する事項
    - ク 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事項（消火及び避難訓練を年2回以上実施していること及び当該訓練の実施に当たり消防機関へ通報していることを含む。）
    - ケ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項
    - コ 防火管理について消防機関との連絡に関する事項
    - サ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関する事項
    - シ 上記アからサに掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項
    - ス 令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。セにおいて同じ。）にあつては、次に掲げる事項
      - (ア) 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難す

る際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

(イ) 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関する事項

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項

セ 令第4条の2の5第2項の規定により、令第4条の2の4の防火対象物につき、その管理についての権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあつては、次に掲げる事項

(ア) 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関する事項

(イ) 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事項

(ウ) 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事項

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項

ソ 防火管理上必要な業務の一部が防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている防火対象物にあつては、防火管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項

タ その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の当該権原の範囲に関する事項

(5) 法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあつては、規則第4条の2の届出がされていること。

(6) 法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあつては、規則第4条第1項の届出がされていること。

(7) 法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。

(8) 法第8条の2第1項に規定する高層建築物若しくは地下街又は令第4条の3第1項及び第2項の防火対象物において使用する防災対象物品に、法第8条の3第2項、第3項及び第5項の規定に従って、表示が付されていること。

(9) 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第1条の10第1項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合

(法第9条の3第1項ただし書きに規定する場合を除く。)には、その旨の届出がされていること。

(10) 消防用設備等又は特殊消防用設備等が次に定めるところにより、法第17条第1項及び第3項、第17条の2の5並びに第17条の3並びにこれらに基づく命令の規定に従って設置されていること。

ア 消火器又は簡易消火用具にあつては、令第10条第1項及び第3項の規定に従って設置されていること。

イ 屋内消火栓設備にあつては、令第11条第1項、第2項及び第4項の規定に従って設置されていること。

ウ スプリンクラー設備にあつては、令第12条第1項、第3項及び第4項の規定に従って設置されていること。

エ 水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備にあつては、令第13条の規定に従って設置されていること。

オ 屋外消火栓設備にあつては、令第19条第1項、第2項及び第4項の規定に従って設置されていること。

カ 動力消防ポンプ設備にあつては、令第20条第1項、第2項及び第5項の規定に従って設置されていること。

キ 自動火災報知設備にあつては、令第21条第1項及び第3項の規定に従って設置されていること。

ク ガス漏れ火災警報設備にあつては、令第21条の2第1項の規定に従って設置されていること。

ケ 漏電火災警報器にあつては、令第22条第1項の規定に従って設置されていること。

コ 消防機関へ通報する火災報知設備にあつては、令第23条第1項及び第3項の規定に従って設置されていること。

サ 非常警報器具又は非常警報設備にあつては、令第24条第1項から第3項まで及び第5項の規定に従って設置されていること。

シ 避難器具にあつては、令第25条第1項及び第2項第1号の規定に従って設置されていること。

ス 誘導灯及び誘導標識にあつては、令第26条第1項及び第3項の規定に従って設置されていること。

セ 消防用水にあつては、令第27条第1項及び第2項の規定に従って設置されていること。

ソ 排煙設備にあつては、令第 28 条第 1 項及び第 3 項の規定に従って設置されていること。

タ 連結散水設備にあつては、令第 28 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に従って設置されていること。

チ 連結送水管にあつては、令第 29 条第 1 項の規定に従って設置されていること。

ツ 非常コンセント設備にあつては、令第 29 条の 2 第 1 項の規定に従って設置されていること。

テ 無線通信補助設備にあつては、令第 29 条の 3 第 1 項の規定に従って設置されていること。

ト 上記アからテの規定にかかわらず、令第 29 条の 4 第 1 項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等にあつては、引き続き、消防長又は消防署長が、同項に規定する通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認めた状況で設置されていること。

ナ 上記アからトの規定にかかわらず、現に令第 32 条の規定が適用されている消防用設備等にあつては、引き続き、消防長又は消防署長が同条の規定の適用を認めた状況で設置されていること。

ニ 上記アからナの規定にかかわらず、法第 17 条第 3 項に規定する特殊消防用設備等にあつては、同項に規定する設備等設置維持計画に従って設置されていること。

ヌ 上記アからニの規定にかかわらず、法第 17 条の 2 の 5 第 1 項の規定が適用される消防用設備等にあつては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の規定に従って設置されていること。

ネ 上記ヌに掲げるもののほか、法第 17 条の 3 第 1 項の規定が適用される消防用設備等にあつては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する規定に従って設置されていること。

(11) 法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づき、届出を行い、検査を受けていること。

(12) 規則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 9 号の規定に基づき市長が定める基準（平成 15 年札幌市告示第 403 号）に基づき、次に掲げる基準に適合していること。

ア 炉の位置、構造及び管理が、札幌市火災予防条例（昭和 48 年条例第 34 号。以下「条例」という。）第 3 条に定める基準によっていること。

イ 厨房設備の位置、構造及び管理が、条例第 3 条の 2 に定める基準によっていること。

- ウ ふろがまの位置、構造及び管理が、条例第 3 条の 3 に定める基準によっ  
ていること。
- エ 温風暖房機の位置、構造及び管理が、条例第 3 条の 4 に定める基準によっ  
ていること。
- オ ボイラーの位置、構造及び管理が、条例第 4 条に定める基準によっ  
ていること。
- カ ストーブ（移動式のものを除く。）の位置、構造及び管理が、条例第 5 条に  
定める基準によっ  
ていること。
- キ 壁付暖炉、ペチカ及びオンドルの位置、構造及び管理が、条例第 7 条に定め  
る基準によっ  
ていること。
- ク 乾燥設備の位置、構造及び管理が、条例第 8 条に定める基準によっ  
ていること。
- ケ サウナ設備の位置、構造及び管理が、条例第 9 条に定める基準によっ  
ていること。
- コ 簡易湯沸設備の位置、構造及び管理が、条例第 1 1 条に定める基準によっ  
ていること。
- サ 給湯湯沸設備の位置、構造及び管理が、条例第 1 2 条に定める基準によっ  
ていること。
- シ 掘りごたつ及びいろりの位置、構造及び管理が、条例第 1 3 条に定める基準  
によっ  
ていること。
- ス ヒートポンプ冷暖房機の位置、構造及び管理が、条例第 1 3 条の 2 に定める  
基準によっ  
ていること。
- セ 火花を生ずる設備の位置、構造及び管理が、条例第 1 4 条に定める基準によ  
っていること。
- ソ 放電加工機の位置、構造及び管理が、条例第 1 4 条の 2 に定める基準によっ  
ていること。
- タ アからソまでの規定にかかわらず、現に条例第 2 1 条の 2 の規定が適用され  
ている場合にあつては、引き続き、消防長が同条の適用を認めた状況で維持さ  
れていること。
- チ 液体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第 2 2 条に定める基準によっ  
ていること。
- ツ 固体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第 2 3 条に定める基準によっ  
ていること。

- テ 気体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第 2 4 条に定める基準によっていること。
- ト 電気を熱源とする器具の取扱いが、条例第 2 5 条に定める基準によっていること。
- ナ 火消しつぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いが、条例第 2 6 条に定める基準によっていること。
- ニ チからナまでの規定にかかわらず、現に条例第 2 6 条の 2 の規定が適用されている場合にあつては、引き続き、消防長が同条の適用を認めた状況で維持されていること。
- ヌ 喫煙等が、条例第 2 7 条に定める基準によっていること。
- ネ がん具用煙火が、条例第 3 1 条に定める基準によっていること。
- ノ 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備が、条例第 3 5 条に定めるもののほか、条例第 3 6 条の 2 から第 3 7 条の 2 まで（第 3 6 条の 6 を除く。）に定める基準によっていること。
- ハ 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備が、条例第 3 9 条に定める基準によっていること。
- ヒ 綿花類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備が、条例第 4 0 条に定める基準によっていること。
- フ ノからヒまでの規定にかかわらず、現に条例第 4 0 条の 3 の規定が適用されている場合にあつては、引き続き、消防長が同条の適用を認めた状況で維持されていること。
- ヘ 消火器が、条例第 4 1 条第 1 項及び第 2 項に定める基準により設けられていること。
- ホ 屋内消火栓設備が、条例第 4 3 条第 1 項に定める基準により設けられていること。
- マ スプリンクラー設備が、条例第 4 4 条第 1 項に定める基準により設けられていること。
- ミ 水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が、条例第 4 5 条第 1 項に定める基準により設けられていること。
- ム 自動火災報知設備が、条例第 4 7 条第 1 項に定める基準により設けられていること。

- メ 避難器具が、条例第49条第1項に定める基準により設けられていること。
  - モ 避難タラップが、条例第50条第1項に定める基準により設けられていること。
  - ヤ 誘導灯が、条例第51条第1項及び第2項に定める基準により設けられていること。
  - ユ 連結送水管が、条例第53条第1項に定める基準により設けられていること。
  - ヨ 非常コンセント設備が、条例第54条第1項に定める基準により設けられていること。
  - ラ へからヨまでの規定にかかわらず、現に条例第55条の規定が適用されている消防用設備等にあつては、引き続き、消防長が同条の規定の適用を認めた状況であること。
- 10 上記9に掲げるもののほか、消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準又は法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に従って設置され、又は維持されていること。
- 11 法第17条の3の3の規定を遵守していること。
- (消防用設備等又は特殊消防用設備等にあつては、平成16年消防庁告示第9号に定める点検内容に応じて行う点検の期間又は設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとに点検を実施していること及び規則第31条の6第3項第1号に規定する期間ごとに報告されていること。)

## 審査基準の適用除外

審査項目に係る消防法令の基準が申請対象物に適用されていない場合は、当該審査項目は除外するものとする。

## 標準処理期間

30日とする。

ただし、標準処理期間は一定の目安であり、申請内容により処理期間に変更を生じる場合があるものである。

なお、次に該当するものについては、処理期間に含まない。

- 1 申請の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間
- 2 審査内容に不備があり、補正のために要する期間
- 3 札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項に掲げる日



(処理期間の目安)

審査・添付書類の形式審査	4日
現地調査	1日
審査	10日
処分案作成	5日
起案→決裁	4日
決裁→文書作成→送付（交付）	6日
合計	30日